

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要項

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集について、東京都中央卸売市場条例（昭46年東京都条例第144号。以下「条例」という。）、東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号）及び関連事業者の募集等に関する要綱（平成6年9月26日付6中管経第342号）に基づくほか、本要項に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

名 称 東京都中央卸売市場大田市場花き棟及び第1関連事業者棟
位 置 東京都大田区東海二丁目2番1号及び三丁目2番7号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

(1) 業 務 物販・飲食業務
種 類 飲食業
内 容 飲食業
募 集 数 最大2業者
(花き棟1店舗及び第1関連事業者棟1店舗)

(2) 業 務 物販・飲食業務
種 類 用品販売業、関連食料品等販売業又はその他販売業
内 容 (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(3) 業 務 加工・サービス業務
種 類 サービス提供業
内 容 (サービス提供業)
運搬具類修理業

募 集 数 (2) 及び (3) を合わせて最大5業者

3 店舗の位置、面積及び内容

(1) 位 置 花き棟2階中央西側01号関連事業者営業所
面 積 47.7m²
内 容 飲食業

(2) 位 置 第1関連事業者棟B-02号
面 積 47.2m²
内 容 (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業

(3) 位 置 第1関連事業者棟B-06号1階及び2階
面 積 40.6m² (1階)
39.4m² (2階)
内 容 (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業

(4) 位 置 第1関連事業者棟C-09号1階及び2階
面 積 40.6m² (1階)
39.4m² (2階)
内 容 (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業

薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業

- (5) 位 置 第1関連事業者棟C-12号1階及び2階
面 積 40.6m² (1階)
39.4m² (2階)
内 容 (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業
- (6) 位 置 第1関連事業者棟D-04号1階及び2階
面 積 47.2m² (1階)
46.0m² (2階)
内 容 (飲食業)
飲食業
(用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業

表 各店舗において募集する業務の種類

		飲食業	用品 販売業	関連食料品 等販売業	その他 販売業	サービス 提供業
花き棟 2階中央	西側01号	○	×	×	×	×
第1関連 事業者棟	B-02号	×	○	○	○	○
	B-06号	×	○	○	○	○
	C-09号	×	○	○	○	○
	C-12号	×	○	○	○	○
	D-04号	○	○	○	○	○

4 募集受付

(1) 受付期間

令和7年10月31日（金曜日）から令和7年12月26日（金曜日）まで

(2) 受付時間

受付期間の午前9時から午後4時まで

(3) 受付場所

東京都大田区東海三丁目2番1号

東京都中央卸売市場大田市場内

東京都事務室市場管理課 施設管理担当（事務棟9階）

※申込書は、東京都事務室及び関連組合事務室にて配布（東京都中央卸売市場HPにも掲載）

5 応募手続

申込書に別紙1に掲げる書類を添付して提出してください。ただし、郵送その他配達又はUSB等によるデータ提出は不可とします。

また、書類に不足があった場合、受け付けることはできません。加えて、提出後の書類の差替え又は修正は認めませんので、本要項の内容を十分にご確認の上、提出してください。

提出書類については、合否にかかわらず返却いたしません。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

- ア 業務資金を200万円以上有している者
- イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者
- ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
 - (ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

- (イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。
- (オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (2) 応募者が法人の場合
- ア 業務資金を200万円以上有している者
 - イ 募集対象の経験を3年以上営んでいる者
 - ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
- (ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。
- (オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

7 選考方法

応募者に対する選考は、業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、将来性、市場に対する理解度等について、書類審査及び面接により行います。

8 面接日時及び場所

- (1) 日 時 申込は受付期間中隨時受付し、各月の応募者をとりまとめて翌月に選考を実施します。日時については、別途通知しま

す。

(2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室(事務棟9階)

9 選考結果

応募者への合否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で行います。

10 その他

(1) 関連食料品等販売業を行う関連事業者に係る市場施設の使用許可をする場合、以下の当該市場の主な取扱品目を取り扱うものについては、現に使用許可を受けている者を除き、条例第17条の規定に基づき、新たな許可を行わないものとします。

- ア 水産物 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品
- イ 青果物 野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵
- ウ 花き 花き

(2) 今回の募集は、「大田市場花き棟及び第1関連事業者棟空き店舗使用者の募集(以下、「店舗使用者募集」という。)」を同時に行うため、本募集と店舗使用者募集の全応募者の得点上位の者から合格者を決定します。

(3) この選考に合格した者を関連事業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、内定を取り消すことがあります。

なお、条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、使用開始時までに改めて行います。使用許可の開始日は、内定者から提出された申請書類等に基づき、東京都で承認後速やかに通知します。

(4) 各月の選考実施後、使用者が決定していない施設については、申込受付期間終了まで引き続き募集を継続します。3に定める対象施設全てに対して合格者が決定した時点で、4の受付期間の終期より前であっても募集を終了します。

(5) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、応募者が自身の負担で用意する必要があります。

(6) 水道、ガス(都市ガス)の利用に関しては、応募者自身で契約を行う必要があります。

(7) 施設使用料、市場保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格及び配置図は別紙2を参照してください。

(8) 今回の募集で合格した者が使用できる店舗数は1者あたり1店舗までとします。なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選

考結果の上位者を優先します。

(9) 営業に必要な免許及び許可については次のとおりとします。

ア 食品衛生法に基づく営業許可や届出は、取扱品目、営業の形態により、食品衛生法に基づく営業許可の取得や届出が必要な場合があります。営業許可を取得する場合は、内定者自身が定められた施設基準に合致した造作をする必要があります。

イ 食品衛生法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じた上で営業を行う必要があります。

1 1 問合せ先

東京都大田区東海三丁目2番1号 東京都中央卸売市場大田市場

市場管理課 施設管理担当

TEL 03-3790-6508・6511 (直通)

申込書に添付する書類

1 応募者が個人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書
- (2) 使用希望店舗調査票
- (3) 履歴書（別記第2号様式）及び写真
- (4) 資産調書（別記第6号様式）
- (5) 住民票の写し（※1）
- (6) 区市町村長の発行する身分証明書（※1）
- (7) 印鑑証明書（※1）
- (8) 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第7号様式）
- (9) 応募者が、条例第43条第5項第2号、第3号、第5号、第7号及び第8号に該当しないことを誓約する書面（別記第40号様式）
- (10) 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※4）
- (11) 直近年度の所得税の確定申告書の写し

2 応募者が法人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書
- (2) 使用希望店舗調査票
- (3) 定款又は規約の写し
- (4) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※2）
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書
- (7) 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第7号様式）
- (8) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第9号様式）
- (9) 役員名簿（別記第10号様式）
- (10) 法人の印鑑証明書（代表取締役印）（※1）
- (11) 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書（※1）
- (12) 法人の代表者の履歴書（別記第2号様式）及び写真
- (13) 業務を執行する役員が条例第43条第5項第2号、第3号及び第5号から第8号に該当しないことを誓約する書面（別記第40号様式）（※3）
- (14) 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※4）

(15) 直近の法人事業税の納税証明書

- ※1 申込日前3か月以内に発行されたもの。
- ※2 申込日前6か月以内に発行されたもの。
- ※3 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員分必要。
- ※4 申込日前1か月以内に発行されたもの。

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり

表

	場所及び面積	適用使用料（円）	使用料月額 (税込)（円） ※2	市場保証金 (円)※3
1	花き棟 2階中央 西側 01号店舗 (47.7 m ²)	関連事業者営業所 (2,431 円 / m ² / 月)	115,958 円 / 月	463,000 円
2	第1関連事業者棟 B-02号 (47.2 m ²)	関連事業者営業所 (2,431 円 / m ² / 月)	114,743 円 / 月	458,000 円
3	第1関連事業者棟 B-06号 C-09号 C-12号	1階 (40.6 m ²)	関連事業者営業所 (2,431 円 / m ² / 月)	194,479 円 / 月
		2階 (39.4 m ²) ※1	関連事業者営業所 (2,431 円 / m ² / 月)	
4	第1関連事業者棟 D-04号	1階 (47.2 m ²)	関連事業者営業所 (2,431 円 / m ² / 月)	226,569 円 / 月
		2階 (46.0 m ²) ※1	関連事業者営業所 (2,431 円 / m ² / 月)	

※1 2階は事務室等としての使用も可とします。ただし、その場合の適用使用料は使用内容等について聞き取り調査を行い決定します。

※2 消費税は10%で計算しています。

※3 使用料月額の4ヵ月分

店舗使用可能基本電気容量について

	場所	電力量	
		電灯(単相)	動力(三相)
1	花き棟 2 階 中央西側 01 号店舗	10.0kW	11.5kW
2	第 1 関連事業者棟 B-02 号	6.0kW	7.5kW
3	第 1 関連事業者棟 B-06 号 C-09 号 C-12 号	6.0 kW	7.5 kW
4	第 1 関連事業者棟 D-04 号	10.0kW	11.5kW

※店舗機器設置に伴う電気設備について

- 記載の電力量は、使用許可範囲で接続可能である機器消費電力の合計値です。
- 各店舗の主幹は以下の配線用遮断器(主幹)を設置しております。

電灯回路 : 50AF / 50AT 又は 50AF / 30AT

動力回路 : 100AF / 75AT

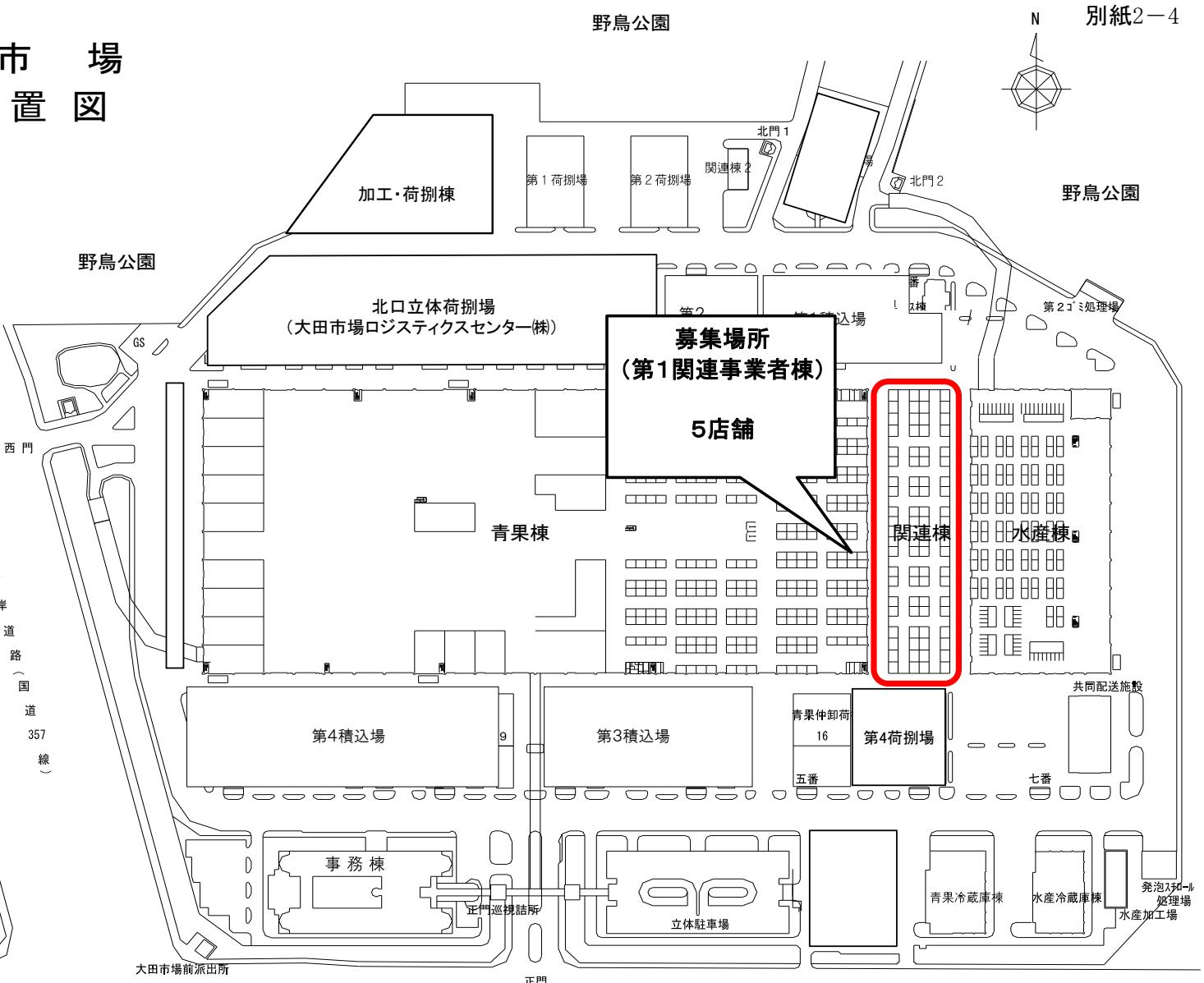
ガス設備規格、水道設備規格について

場所	ガス設備規格	水道設備規格
1 花き棟 2 階 中央西側 01 号店舗	都市ガス 13A 25m/m	25m/m
2 第 1 関連事業者棟 B-02 号	都市ガス 13A 25m/m	20m/m
3 第 1 関連事業者棟 B-06 号 C-09 号 C-12 号	都市ガス 13A 25m/m	20m/m
4 第 1 関連事業者棟 D-04 号	都市ガス 13A 25m/m	25m/m



大田市場 場内配置図

0 50 100m



大田市場 関連棟 店舗配置図

別紙2-5

青果棟側			
① 株珍満 定食	② (有)カ'カ ネ 包装	③ (有)エフ シエス 運搬具修理	④
2F事務室(珍満)			
⑤ (有)高橋 商店 包装	⑥ 株タジ マフーズ ビン・缶	⑦ (資)小林 商店 海産物	⑧ 株池田 包装
2F倉庫			
⑨ (有)ベル フーズ 野菜	⑩ 便所 女子	⑪ 東光商 事㈱ 包装	⑫ (有)生活 工房 野菜
2F倉庫			
⑬ (有)西定 商店 乾物	⑭ 株東果 包装	⑮ 株東果 包装	⑯ (有)アサ コ 包装
2F倉庫			
⑰ (資)岩堀 商店 乾物	⑱ (有)丸高 信州屋 漬物	⑲ 株IGS 野菜	⑳ 東光 鳥卵(有) 鳥卵
2F倉庫			

2F新神田市場青果卸協同組合			
B	① (有)ティ オーラ プラザ (トップ 喫茶) B-2	② (株)ゴー ルデン エッグ 包装	③ 株神漬 菓子類
	④ 高橋 商店 包装	⑤ (有)高野 商店 包装	⑥ 株池田 包装
	⑦ 株ゴー ルデン エッグ ド ベル	⑧ 株上原 佃煮 包装	⑨ 東光商 事㈱ 乾物
	⑩ (有)ウッ ド ベル	⑪ 株エム アイ フードス タイル 包装	⑫ 株東果 包装
C	⑪ (有)須永 商店 米穀	⑫ (有)ウツ モ ド ベル	⑬ 株大田 マルトン 野菜
	⑬ (有)オク ヤマ食 品	⑭ (有)ツマト モ ド ベル	⑭ 株伊勢 重 水産加工品 包装
	⑭ 野菜	⑮ 文具	⑮ 株ワール ドアリカ ビン・缶
	⑯ 文具	⑯ 文具	⑯ 株上原 マルイ フーズ(株) (マルイミート) 食肉加工品 包装
	⑰ 文具	⑰ 文具	⑰ 株上原 (マルイ フーズ(株) 百泉 食品(株) 包装
	⑱ 文具	⑱ 文具	⑱ 株上原 マルイ フーズ(株) 百泉 食品(株) 包装
	⑲ 文具	⑲ 文具	⑲ 株上原 惣菜・加工食品 包装
	⑳ 文具	⑳ 文具	⑳ 株上原 惣菜・加工食品 包装

2F事務室(ウッドベル)			
D	① 便所 定食	② (株)一丁 屋林食 品 そば	③ 株増田 屋林食 品 D-4
	④ 2F機械室		
	⑤ 株ダイナ ミック フルーツ ジュース	⑥ (有)きい ち (基集) 海鮮丼	⑦ (有)レイズ カンパニー リミテッド 喫茶
	⑧ (レイズコーポー) 天婦羅	⑨ 丸博(株) (玉おき) 天婦羅	⑩ 株味の 店双葉 定食
	2F倉庫		
	⑪ (有)レス トラン 三洋 (三洋食堂) 洋食	⑫ (有)懷石 司 (ラーメン司) 中華	⑬ 株青果 事業部 包装
	⑫ 2F倉庫		
	⑭ 株築地容 器(株) 包装	⑮ 株鈴富 和食 中華	⑯ (有)丸千 食堂 そば
	⑮ 2F機械室		
	⑰ (有)ゆた か鮓 寿司	⑱ (有)浅野 屋 中華	⑲ (有)一茶 (一品堂) 中華 便所
	⑱ 2F機械室		

【関連店舗】
関連棟B-2、B-6、C-9、C-12、D-4

【業種】
飲食業(D-4のみ)、用品販売業、関連
食料品等販売業、その他販売業及び
サービス提供業

水産棟側

花き棟2階

